

# 東京市公園行政による文化財保存事業の展開 —井下清の言説と公園課の実践を中心に—

The Spread of Tokyo City's Project for the Preservation of Cultural Heritage:  
Manager of Park Management Department INOSHITA's Statement and their Practice

時空間デザインプログラム  
13M43294 村上 良 指導教員 齋藤潮  
Environmental Design Program  
Ryo Murakami, Adviser Ushio Saito

## ABSTRACT

In Tokyo City, its Park Management Department was responsible for preservation of cultural heritage. In this study, I attempted to trace how *Kiyoshi INOSHITA*, a manager of Park Management Department implemented the preservation project amid the tide of modernization. In the process of recovery from the Great Kanto earthquake, Park Management Department realized preserving several cultural heritages cooperating with City Planning Division. When designing a park, they added some functions to the heritage responding to the demand of society instead of holding it as it used to be. They tried designing it never to lose its own significance. In conclusion,

I proved that *INOSHITA* intended to overcome the estrangement between inheriting the traditional conditions and updating the city environment.

## 1. 序論

### 1-1.背景と目的

明治維新後、前近代の環境が解体されて行くなかで、近代的な文化財保存の概念が発芽し制度化されていく。そのような中、東京市公園課長の井下清は空論に留まる当時の保存事業の現状を痛烈に批判し、保存の実践と文化財を公園地に組み込むことを主張する。東京市（府）における文化財の保存は保存法成立以前から、公園行政の中で実践されて来た。つまり、造園家の職能の中で、都市の近代化と伝統的環境の保存が並行して進められた。そこには都市の近代化が要請される中、文化財の当时代的な意味を模索し、その両者に折り合いを付け、都市を整備するまたは都市整備に対抗する実践的態度があったと考えられる。

都市の更新と、環境の継承の摩擦は、私たちがいる土地に定住する限り免れない問題であり、今日の問題でもある。そこで、東京の都市の近代化の一端を担った井下清と公園課がどのように伝統的環境と向き合ったか、また東京の都市の成り立ちの中で文化財がどのように扱われてきたかを確認することは、今後の都市整備を考える上で必要な作業だと考える。

そこで本研究では、震災やその後の社会推移を背景に、東京が近代都市へと改変されるなか、その主体でもあった東京市公園課（以後公園課）がどのように保存事業を展開して行ったか、また公園課の責任者である井下清の理念がどのように実践されたかを明らかにすることを目的とする。

### 1-2.研究の位置づけ

多くの近代文化財保存に関する研究<sup>1)2)</sup>が、理念的な展開を対象とするに留まり、文化財の保存が都市の中でどのように実践されたのかをほとんど記述していない。本研究では近代文化財保存を公園行政の実践からとらえる点で独自性がある。

1-3.研究の構成 研究の構成を図1に示す。

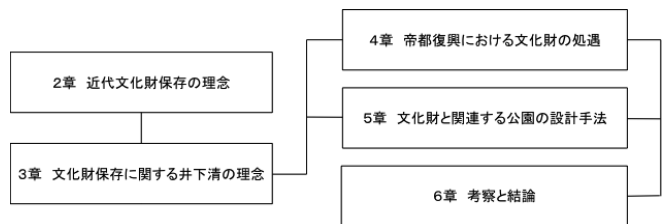


図1 研究の構成

### 1-4.用語の定義と研究の対象

公園課は史蹟名勝天然記念物だけでなく、公園地と関連する社寺有の建造物等の修繕にも取り組んでいたため、本研究で用いる文化財の範疇は、史蹟名勝天然記念物及び、社寺とする。そこで東京市制が廃止される前年1942年までの公園課が文化財と認識する物件を表1の資料から抽出すると954件あり、以後これらを元に分析を勧めて行く。

また社寺は、建造物のみを対象とするのではなく、それらに加えて社寺有地を一体として文化財と捉える。また本研究は主に大正及昭和期を中心に論ずるため、文化財の『保護』ではなく、当時用いられていた『保存』を用いる。



### (3) 井下の批判的言説

井下は保存法施行前から保存事業にまつわる批判的な言説を残す。その対象は、専門学者、好事家、為政者、市民と幅広い。批判の論拠は表4のように分類できる。

表4 批判の論拠の分類

批判の論拠	言説の例	資料No.
a.皮相的な保存や保存主張	保存物の分類学的研究や生態的研究が如何程詳細に又学術的であっても、其の保存にいたって所謂お呪主義であったならば(中略)百日の説法屈一つであると称しなくてはならぬ	9
b.文化財と保存事業の非公共性	少数の識者の宣伝に発する結果火花線香式の際物	7
c.不完全な保存体制	空手空拳では如何とも為し難い	13
d.近代化と都市化	無定見な土地開発、社寺苑の破壊、大庭園の廃止等は何としても抑止すべきもの	14
e.公園化への無理解	公園となす為には史蹟其他風致が破壊されんする如きは強て悪声を放つにあらざれば対局も観得ぬ偏見である	13

### (4) 公園化の主張

井下は「保存事業は一般の理解し易い市民幸福の上に重大なる貢献を為す公園事業と関連して其実を挙げん」(資料13)「種々の方面より侵され又は利用せられようとする機運に對抗するには、公園なる法的事業に共用して」(資料16)とするように、公園に文化財を組み込むことは空間的保護地帯としてだけでなく、制度的にも都市から保護する意図がある。

### 3-3. まとめ

井下は保存事業を人類の活動を抑止するものではなく、文化財は現代社会において積極的に活用してこそ保存の意義があると考えていた。また公園制度が不完全な保存体制を補完し、公園の公共性により、閑事業と批判される保存事業を市民に公開し、愛護精神を涵養すると共に、文化財の背景にある教訓を現代社会に活かそうと考えていた。

## 4. 帝都復興における文化財の処遇

### 4-1. はじめに

本章では、帝都復興計画によって劇的に都市が改変される際、公園課がどのように都市整備から文化財を保護し、実際に文化財はどのように扱われたかを表5の資料を用いて明らかにする。

表-5 用いる資料

資料名	著者	年代
史蹟名勝天然記念物概観	東京市公園課	1926
帝都復興事業誌	復興事務局	1932
帝都復興区画整理誌	東京市	1932
特別都市計画委員会議事速記録	復興局	1925-1930
特別都市計画委員会常務委員会速記録	復興局	1926-1930
雑件 冊の一	東京市	1926
雑件 冊の一	東京市	1927

### 4-2. 復興計画における文化財の位置づけ

関東大震災による焼失区域は帝都復興区画整理事業の対象となり、東京市区画整理局と内務省によって分担して進められた。区画整理施行者は耕地整理法の第四十三条により名勝地、旧蹟地、古墳や神社境内を施行地区に編入するにあたっては、土地所有者の同意が必要であったが、寺院、墳墓、宅

表-6 帝都復興における文化財保存に関するやり取り

提出時期	提出者	宛	内容
大正15年3月17日	東京府知事	東京市長	『史蹟名勝天然記念物ニ関スル件』 →保存に考慮するように要求
5月12日	復興局長官	東京市長	『土地区画整理施行地区内ニ於ケル史蹟名勝天然記念物ニ関スル件照会』 →保存すべきものの名称と所在、保存に関する意見を要求
6月11日	東京市長	復興局長官	『土地区画整理施行地区内ニ於ケル史蹟名勝天然記念物ニ関スル件回答』 →復興局に意見書を提出
7月?日	公園課長	区画整理局	『土地区画整理施行地区内ニ於ケル史蹟名勝天然記念物ニ関スル件』 →区画整理局に意見書を提出
8月?日	公園課長	区画整理局	『仮指定史蹟瀧澤馬琴宅跡ノ井戸保存ノ件』 →区画整理換地設計図の変更を要求(書面+図面付)
9月2日	区画整理局	公園課	『土地区画整理施行地区内ニ於ケル史蹟名勝天然記念物ニ関スル件』 →区画整理の影響を受ける史蹟の処遇にかんする報告
10月?日	公園課長	区画整理局	『史蹟名勝天然記念物ニ関スル件』 →史蹟管理用の道路を設置を要求 ・移転する史蹟に関して、新旧位置を明示せる図面の作成を要求 ・移転施工の際は両課立案折合の必要があるから通知するように要求

地に関しては強制的に施行地区に編入することができるよう規定が緩和される。また、特別都市計画委員会及び常務委員会の議事速記を見ると、文化財を避けて換地設計をすることや、周辺の地積ごと公園地として保存するという考えは都市計画行政がとり得る積極的な選択肢ではなかった。

### 4-3. 東京市公園課の実践

公園課と区画整理施行主体とのやり取りを東京市公文書に元明らかにした。(表-6)公園課作成の意見書が復興局、区画整理局に提出される。それを受け区画整理局は影響を受ける文化財の取り扱いを公園課に通知する。その他にも、公園課は換地設計図の変更を書直し図面付きで要求するなどし、公園課は積極的に関与していたことが分る。

### 4-4. 区画整理による文化財の処遇

公文書、帝都復興区画整理誌に記載される換地前後の図面、現況等を元に区画整理による文化財の処遇を明らかにした。整理施行区域内の文化財は230件あり移転又は消滅したものは43件ある。その内15件が保存指定を受けており、8件が移転後解除された。逆に計画を変更し存置したされたものが6件確認でき、1件は公園地内、5件は保存指定を受けて居り公園課の管理下にあった。

また復興計画に際し文化財の保存を目的として公園を整備するケースがあり、井下の発案<sup>9)</sup>によって区画整理の設計の段階から文化財の保存を目的として計画され、復興計画と公園事業と文化財保存が結節した例として常盤橋公園があげられる。また、由緒ある駒形堂境内は、区画整理に先だつて浅草寺から公園地として公園課に寄付され、土地の所有を交換することで換地による消滅を防いだ可能性が考えられる。

## 5. 文化財に関連する公園の設計手法

### 5-1 公園事業による文化財の保存

文化財954件の内98件が44公園に立地又は隣接している。内27公園は井下課長時代に開設されたものである。またそのうち寄付もしくは地上権を得て開設されたものが21公園となっており、赤坂<sup>9)</sup>が示唆するように井下は寄付事業を通して自己の職能の範囲内で保存事業を実践した。

また公園内の文化財には史蹟保存法の対象外である国宝建造物や社寺も含まれており、史蹟保存法下以外でも公園の管理新設や寄付の受領をとおして公園課が文化財を保護下におくことは可能であった。

表-7 文化財と関連する公園(赤字は井下課長時代)

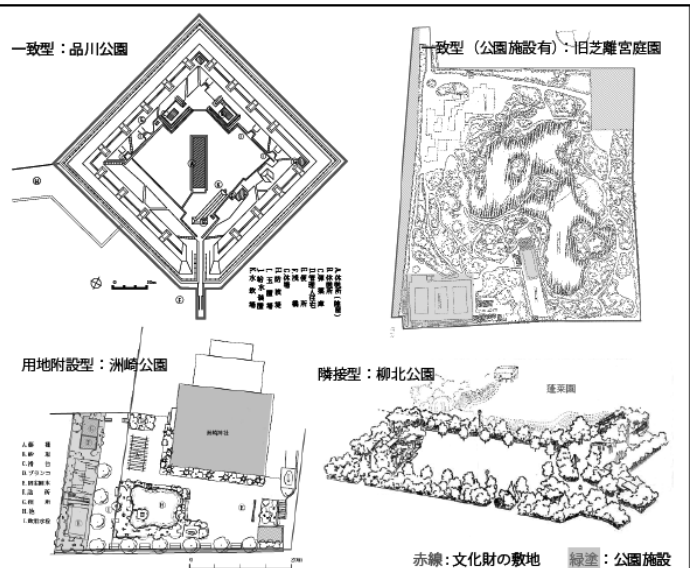
指定文化財を有する公園	15	寄付公園	5	上野公園、芝罫堂、六義園、向島百花園、梅屋敷
地上権(契約なし)	1	芝公園、大島公園		
その他	3	浅草公園、湯島公園、麹町公園		
寄付	10	常盤橋公園、台場公園、小石川後樂園、隅田公園、白山公園		
地上権(契約なし)	7	井の頭公園、乃木公園、清澄庭園、旧安田庭園、本所坂本公園、猿江恩賜公園、東郷元帥記念公園、駒形公園、徳富蓮花邸、本門寺公園(一部地上権)		
その他	9	待乳山公園、目黒不動公園、世田谷城址公園、新井薬師公園、宇佐公園、駒形公園、板橋水川公園		
文化財と隣接する公園	3	深川公園、栗若公園、四谷公園、洲崎公園		
		飛鳥山公園、清水谷公園、白比谷公園、虎ノ門公園、十番公園、玉塚公園、華北公園、土六公園		

### 5-2 文化財と関連する公園の整備の特徴

井下課長時代に開設したものと、井下が設計したことが明らかな井之頭恩賜公園をあわせた28公園を対象に、図面、公園案内<sup>10)</sup>等を用いて公園の設計手法を分析し、どのように公園

表8 公園の敷地関係と整備内容

名称	開園年	文化財名	分類	保存指定	敷地関係	整備の内容	附設用地
十思公園	s5	佐馬町半堂址	施設跡	一致	一致	全般的に公園	
猿江恩賜公園	s7	材木藏跡			一致		
旧芝罘宮恩賜庭園	t13	旧芝罘宮庭園		s8	一致	庭球場、排球場、弓道場	
旧安田庭園	s2	旧安田邸庭園			一致	児童遊園	
清澄庭園	s7	清澄園			一致	児童遊園	
六龜園	s13	六龜園		s15	一致	児童遊園、運動場	
向島百花園	s14	向島百花園		s8	一致	児童遊園	
新井兼勝公園	s9	梅照院	寺院		一致	児童遊園、運動場	
本門寺公園	s13	本門寺			一致	児童遊園、運動場	
宇佐公園	s10	宇佐神社	神社		一致	児童遊園	
板橋水川公園	s11	水川神社			一致	児童遊園	
世田谷城跡公園	s15	世田谷城跡	城跡		一致	児童遊園	
品川台場公園	s3	品川台場	城跡	t15,t13	一致		
本所坂本公園	s10	吉良旧邸跡	邸宅跡		一致		
蓮花恒春園	s13	徳富蓮花邸	邸宅		一致		
後楽園	s13	後楽園	庭園	t12	一致		
梅屋敷	s14	梅屋敷	史蹟	s8	一致		
井の頭公園	t2	井の頭池	名勝		附設用地有	水泳場、動物園、児童遊園、弓道場	動物園
洲崎公園	s8	洲崎神社	神社		附設用地有		児童遊園
目黒不動公園	s9	瀧泉寺	寺		附設用地有		児童遊園
東郷元帥記念公園	s13	東郷邸	邸宅		附設用地有		上六公園
駒宮公園	s12	駒宮八幡神社	神社		附設用地有		児童遊園
駒形公園	s8	駒形堂	寺		附設用地有		なし
常盤橋公園	s8	常盤橋門跡	城跡	s3	包含		
大島公園	s13	大島ノ榎株	樹	s10,t2	包含		
上六公園	s4	東郷邸	邸宅		隣接		
玉姫公園	s5	玉姫稲荷神社	神社		隣接		
柳北公園	t15	蓮葉園	庭園		隣接		



園化と文化財の保存に折り合いをつけたかを明らかにする。

対象の公園の文化財との敷地関係を分類すると①一致型②用地附設型③包含型④隣接型に分類することができ、整備内容を合わせると表8の通りである。

文化財と公園の敷地が一致している場合は文化財の一部が公園施設として改変される場合が多い。しかし、整備の対象となるものは、遺物を残さない施設跡地や、庭園においては時代と併に改変されてきた場所となっている。一方で文化財に用地を附設することが可能な場合は、文化財を改変せずに附設する敷地に公園施設を整備していったと考えられる。また文化財に公園が隣接する場合は、設計上の工夫をすることで文化財への眺望を確保したり、後に文化財と一体となって公園になる場合がある。以上のように整備手法としては①整備箇所を考慮し文化財の一部に公園施設を整備する②文化財に他用地を附設し、附設用地に公園施設を整備する③文化財に公園を隣接させ、設計上の工夫を施すを確認することができる。

## 6章 考察と結論

### a. 文化財の都市からの保護

井下の文化財の公園化の主張には、公園制度によって文化財を都市化から空間的また制度的に保護する意図があった。震災復興の際には、公園課の管理下にある文化財や保存法対象外の物件の保存を図る局面において、公園制度が機能したと考えられ、また復興後においても、井下は寄付の受領等を通して、文化財を公園地に組み込んで行った。つまり、都市計画法が施行され、都市の近代化が進行するなか、井下は公園制度を用いて文化財を公園課の管理下におき、文化財を含む一定の環境に都市用途上の居場所を確保していった。

### b. 現代的な価値への転換

しかし、決して近代社会においては都市整備に対抗し得る文化財の存在意義若しくは保存の意義が認識されていたわけではなかったと考えられる。そこで井下は「一般の理解し易い市民幸福の上に重大なる貢献を為す」(資料13) 公園事業と関連させることで、文化財に近代的な存在意義を付加して

いった。つまり、文化財は土地収用が容易な公園用地、歴史教育の一助となる観賞施設として機能した。また井下は文化財を整備するに当り、必ずしも旧形を復原することをよしとしない(資料10)。当時の社会の中で公園に求められる機能もあり、レクリエーション施設の拡充は公園行政の目下の任務であった。(資料22)そこで、遺物を残さない施設跡地や、すでに改変されてきた庭園の一角は近代的な公園施設として改変していくことで文化財の社会的な居場所を確保していったと考えられる。

### c. 文化財の公開と公園益化

また井下は、一部の学者の研究対象に留まり、一部の人間のみによって保存が実行される状況を批判した。文化財に公園施設を整備し利用性を高めること、また公園にすることが出来ない場合でも文化財に公園を隣接させることは、文化財に市民が触れる機会の増加につながる。井下はそうすることで、文化財の背景にある思想や教訓を市民に公開し、また市民の文化財への愛護精神を涵養しようとしたと考えられる。つまり、井下は文化財の市民生活内での居場所を確保していったと考えられる。

以上、本研究では文化財保存に関する井下の理念と公園課の実践を明らかにした。井下公園課によって勧められた保存事業は公園という近代の概念を用いて、近代社会の中での文化財の居場所をつくる作業であり、それは伝統的な環境を保持する保存事業と、都市を社会に求められる形へ改変していく都市整備事業との間の乖離<sup>11)</sup>を解消するものだったと考えられる。

### 参考文献

- 1) 西村幸夫「史蹟」保存の理念的枠組みの成立：「歴史的環境」概念の生成史 その4(日本建築学会計画系論文報告集 1993)
- 2) 内田新、文化財保護法概説・各論(19)自治研究 61(10) 1985-10
- 3) 「祖庭長岡安平翁」都市と緑 p571-572
- 4) 「名木の保存」「名所旧蹟の保存事業」祖庭長岡安平翁造庭遺稿 p56-72
- 5) 三好学「名木の伐採並に其保存の必要」(1906)、三上参次「東京市内の史蹟及び史的物件の保存に就いて」(1899)、三宅米吉「古蹟の調査保存に就ての意見大要」(1902)大森金五郎「古蹟保存に就て」(1903)黒板勝美「史蹟遺物保存に関する研究の概説」(1912)
- 6) 長岡隆一郎「都市計画と名勝保存」都市公論 1930
- 7) 「帝都復興事業誌、緒言・組織及法制篇」p298
- 8) 前島康彦「井下清先生業績録」(1974) p246
- 9) 赤坂信「井下清による史蹟名勝天然記念物保存事業に対する批判とその論拠」：ランドスケープ研究 2000
- 10) 公園案内は公園課が公園毎に刊行するパンフレット
- 11) 1)において西村は同時期に進められた史蹟名勝天然記念物保存法及び都市計画法の策定過程の議論の中で、両者の関連づける議論は一切されなかったことを指摘している。